

# 就労確約書

私は、保育所入所申込みにあたり、以下のとおり確約いたします。

記

早期の就労努力をし、就労後は必ず基準を満たす就労証明書を提出いたします。

なお、入所した日から3か月以内もしくは入所中の場合は、退職日の翌月1日から3か月以内に基準を満たす就労証明書を提出しない場合には、保育の実施を解除されても異議を申し立てません。

現在の就職活動状況を次のとおり申し出いたします。

現在の求職活動の状況について該当するものに○印を付け、記入してください。

- ・公共職業安定所(ハローワーク)に通っている(頻度 月に 日程度)  
(面接済 社、面接予定 社)
- ・公共職業安定所(ハローワーク)には通わず就職活動を行っている  
(面接済 社、面接予定 社)
- ・現在は就職活動を行っていないが、当該児童が保育所入所してから就職活動を行う予定

守谷市長 宛

令和 年 月 日

住所

氏名

印

電話番号 ( )

※ 就労日数・時間については、定員の関係から基準を設けております。

就労日数：月16日以上

就労時間：4時間以上/1日

} 両方を満たすこと

## 市記載欄

新規申込者:入所希望日または入所日 令和 年 月 日

その他:退職日の翌月1日 令和 年 月 日

求職活動の認定終了日 令和 年 月 日

(切り取り)

## 就労確約書 受付証

令和 年 月 日

様の就労確約書を受付いたしました。

つきましては 令和 年 月 日 までに就労を開始し、就労証明書をご提出ください。  
基準を満たす就労証明書が提出されない場合は、保育の実施を解除いたします。

《保育必要量について》

- 認定事由が求職活動の場合、保育必要量は「保育短時間」となります。「保育標準時間」で認定されている方は『子どものための教育・保育給付認定変更申請書』のご提出をお願いいたします。
- 就労開始に伴い、保育必要量を「保育標準時間」に変更する場合も変更申請が必要になります。
- 保育必要量の変更は、申請日の翌月以降からの適用となります。遡っての変更はできませんので、申請漏れのないよう、お早めのご提出をお願いいたします。

守谷市役所 すくすく保育課 保育グループ

TEL:0297-45-1111(内線156)